

20歳を迎える方へ

国民年金 加入手続きのご案内

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することになっています。国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金があります。

これは、国民年金が、年をとったとき、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みだからです。

同封の「**国民年金被保険者関係届書（申出書）**」に必要事項を記入し、**誕生日の前日から14日以内**にお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください（郵送も可能です）。

* 20歳になった時点で次に該当する方は、「国民年金被保険者関係届書（申出書）」の提出が不要です。

- ・厚生年金保険に加入している方。
- ・厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている方。（※）

※配偶者の勤務先で手続きを行いますので、20歳になったことを配偶者の勤務先に連絡してください。

様式コード		4 1 0 0	
国民年金被保険者関係届書（申出書）			
裏面の「届出にあたっての注意」を参考の上記入してください。			
市区町村長 令和 年 月 日		日本年金機構	
氏名： _____ 印			
被保険者との続柄： 1. 本人 2. その他（ ）			
※国民年金番号（10桁）を届出する場合は「個人番号欄」に忘れず記入してください。			
A 被保険者			
1. 個人番号	2. 氏名	3. 生年月日	4. 性別
5. 郵便番号	6. 電話番号	7. 住所	8. 国籍
B 届出（申出）事項			
1. 資格取得届	2. 資格喪失届	3. 住所変更届	4. 死亡届
C 届出事項			
1. 住所変更届	2. 氏名変更届	3. 死亡届	

●裏面に記載している注意事項のほか、下記にご確認ください。

■届出日、届出（申出）される方の氏名、被保険者との続柄を記入してください。

・代理の方が届出（申出）を行う際、委任状が必要になる場合があります。（委任状が必要になる場合の例）
資格取得届を届出する場合・・・被保険者、世帯主以外
付加保険料納付を申出する場合・・・被保険者以外

■「A.被保険者」欄

- ・①欄については、「個人番号」を記入してください。ただし、個人番号が不明な場合は記入不要です。基礎年金番号は、後日送付する年金手帳に記載されていますので、ご確認ください。
- ・②欄～⑦欄を記入してください。
- ・⑧欄は日本国籍以外の方のみ記入してください。

■「B.届出（申出）事項」欄

- ・「⑩届書種類・番号」欄の「1」を○で囲んでください。
- ・「⑪該当・申出年月日」欄に20歳の誕生日の前日を記入してください。
- ・「⑫理由等」欄の該当する数字を○で囲んでください。（20歳到達時に学生の方は「0」、学生でない方は「2」を○で囲んでください。）

【マイナンバー（個人番号）により届出する際の添付書類について】

窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

①マイナンバーが確認できる書類：「通知カード」、「個人番号の表示がある住民票の写し」

②身元（実存）確認書類：「運転免許証」、「パスポート」、「学生証と健康保険証の2点」など※2

※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金加入手続き後の流れ

①基礎年金番号が記載された「年金手帳」が届きます。

年金手帳は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇔厚生年金保険）や年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。年金手帳に記載されている基礎年金番号は、加入する年金制度が変わっても、変更されません。

※厚生年金保険に加入している方または加入していた方、障害・遺族年金を受けとっている方または受けとっていた方は、すでに年金手帳をお持ちですので、あらためてお送りすることはありません。



②「国民年金保険料納付書」が届きます。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで保険料を納めてください。なお、保険料は現金のほか、口座振替、クレジットカード、電子納付もできます。詳しい手続き方法などについては、お早めにお近くの年金事務所へお問い合わせください。

● 1カ月あたりの保険料は、16,410円（令和元年度）です。

● 保険料は、誕生日の前日が含まれる月分から納めます。

例：4月15日生まれ → 4月14日から加入 → 4月分から納付
4月1日生まれ → 3月31日から加入 → 3月分から納付

● 納付書は、保険料の納付猶予等（3ページ参照）を申請した方にも届くことがあります。後日、納付猶予等の決定通知が届きますので、それまで納付書は保管してください。

保険料は前納がお得です

口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。

● 前納（前払い）すると、保険料が割引になりお得です。詳しくは、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。

● 口座振替の振替開始は、申出をいただいた翌月以降となります。

● インターネット銀行など一部の金融機関では、取り扱いがない場合があります。

	納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
	月々の支払の合計額	16,410円	98,460円	196,920円	395,400円（注）
前納	現金・クレジットカード支払（割引額）		97,660円（800円）	193,420円（3,500円）	380,880円（14,520円）
	口座振替（割引額）	16,360円（50円）	97,340円（1,120円）	192,790円（4,130円）	379,640円（15,760円）

（注）令和元年度保険料16,410円の12カ月分と令和2年度保険料16,540円の12カ月分の合計です。

老齢基礎年金に上乗せできる付加年金制度があります

老齢基礎年金は、支払った保険料に応じて受けとれます。

また、保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受けとれます。

* 老齢基礎年金の年額は満額780,100円です（令和元年度）。

● 付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200円」です。

（例）・ 20歳から40年間で納める付加保険料の合計額 …… 192,000円（480月 × 400円）
・ 65歳から1年間に受けとる付加年金額 …………… 96,000円（480月 × 200円）

● 付加保険料を納めるには申し込みが必要です。なお、付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなります（「国民年金被保険者関係届書（申出書）」にご記入いただくことで、申し込みができます）。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

保険料の学生納付特例制度や納付猶予制度があります

● 学生納付特例制度

学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。

本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

なお、申請の際には、学生証などの証明するものが必要です。

● 納付猶予制度

学生以外の方は、「納付猶予制度」を利用できます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度や納付猶予制度は、「国民年金被保険者関係届書（申出書）」と同時に申請することができます。

● 「国民年金保険料学生納付特例申請書」や「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」は、市（区）役所または町村役場、年金事務所で入手できるほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

● 学生納付特例制度、納付猶予制度は、申請期間が定められています。

平成31年4月分から翌年3月分の学生納付特例制度の申請できる期間は、平成31年4月から2年後の5月末まで（申請時点の2年1カ月前の月分まで）です。

申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受けとることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。

● 学生納付特例制度等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受けとる老齢年金額が少なくなります。

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受けとることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。手続き方法を含め、詳しくはお近くの年金事務所へご相談ください。

20歳になられた方に必要な国民年金の手続きをご案内します。

※スタートから、該当する方向（はいorいいえ）へ進み、A、B、Cのうち、あなたが該当する手続きをお願いします。

スタート

現在、厚生年金保険に加入していますか？

はい

■国民年金の手続きは必要ありません。
■お住まいを管轄する年金事務所に厚生年金保険に加入している旨、ご連絡ください。

いいえ

20歳になられた時点で、結婚しており、配偶者の扶養となっていますか？

はい

配偶者は、厚生年金保険に加入していますか？

はい

■国民年金第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先へ連絡してください。

いいえ

国民年金保険料の納付は可能ですか？

いいえ

学生ですか？

いいえ

C

①「国民年金被保険者関係届書（申出書）」
⑤「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。

A

①「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を提出してください。

B

①「国民年金被保険者関係届書（申出書）」
④「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

A、B、C別提出書類

①「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を提出。（A,B,C共通）

A

保険料納付希望の方

①国民年金被保険者関係届書（申出書）

※付加保険料納付を希望される場合は、国民年金被保険者関係届書（申出書）にてお申し出ください。（任意）

②国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書 (任意)

※口座振替を希望される場合

または

③国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書 (任意)

※クレジットカード納付を希望される場合

B

学生（納付特例）の方

①国民年金被保険者関係届書（申出書）

+

④国民年金保険料学生納付特例申請書

+

学生証（写し）または在学証明書（原本）

C

免除・納付猶予希望の方

①国民年金被保険者関係届書（申出書）

+

⑤国民年金保険料免除・納付猶予申請書

詳しくは、お近くの年金事務所へお尋ねいただくか、日本年金機構ホームページをご覧ください。申請書は市（区）役所または町村役場、年金事務所でも入手できるほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。